

長野県小売業SAFEだより

～ 安心して働ける信州のために ～



みんなの安全を、みんなで守り合う。

(第1号)

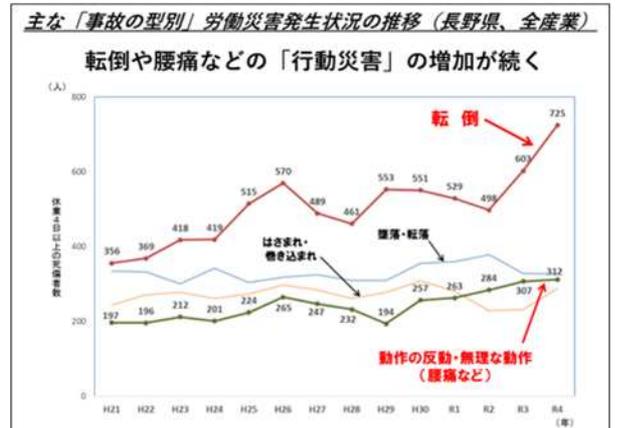
長野県小売業SAFE協議会とは...

長野県内における休業4日以上労働災害による死傷者数は、小売業等の第三次産業を中心に増加傾向にあります。

特に、右下のグラフのとおり、「転倒」及び腰痛等の「動作の反動・無理な動作」など、労働者の作業行動を起因とする労働災害（行動災害）の増加に対する労働災害対策の徹底が喫緊の課題です。

長野労働局では、令和4年度に、積極的に安全衛生対策に取り組む県内の小売業者、関係団体を構成員として長野県小売業SAFE協議会を設置しました。

その中では、構成員間で労働災害の現状に対する課題の共有を図るとともに、防止対策の実施に関する能動的な取組を促進していくことにしています。



長野県小売業SAFE協議会設置要綱

1 設置趣旨・目的

休業4日以上労働災害による死傷者数は、第三次産業を中心に増加傾向にあり、事故の型別でみると、「転倒」及び腰痛等の「動作の反動・無理な動作」による死傷者数が年々増加し、全体の約4割という状況にあるなど、労働者の作業行動を起因とする労働災害（以下「行動災害」という。）の増加が課題となっている。また、転倒災害では約半数が骨折などを伴う休業1か月以上の災害であるなど、重篤な災害も発生している。

こうしたことから、その対策は喫緊の課題であり、必要な対策を講じ、着実に減少傾向に転じさせる必要がある。

死傷者数を減少に転じさせるためには、増加する行動災害の予防を労働分野の問題としてだけでなく、働き手の確保などの企業の経営問題、国民の健康に関わる問題として捉え、関係者が一丸となって対策を講じることが必要である。また、その際、作業効率の向上や職場の活性化など生産性向上につながる労働災害防止対策事例を掘り起こすことにより、県内の労働災害防止対策の推進を加速させることも重要である。

SAFE（セーフ）協議会は、これらの視点に立ち、構成員間での情報交換等を通じて各構成員に係る安全衛生水準の向上を図るとともに、構成員が管内の安全衛生に対する機運醸成等を推進することを目的とする。

2 実施事項

次の事項をはじめ、上記1の趣旨・目的に適合する事項について構成員の議論を経て実施する。

- 構成員における課題と取組に関する情報交換
- 行動災害防止にかかる啓発資料等の作成
- 行動災害防止対策や健康づくりなどの専門家による講演
- 構成員相互間での現場視察、パトロール等の実施
- 本省で実施予定のコンソーシアムへの参加・アワードへの応募
- 構成員の取組目標等を定めた協定の締結

3 構成員

小売事業者など本協議会の目的等に適合する者であって、長野労働局長の依頼に応じて参画を承諾した者。

4 その他

- 事務局は長野労働局労働基準部健康安全課とし、庶務は同課において行う。
- 構成員は、事務局に申し出るによりいつでも本協議会から脱退することができる。長野労働局が脱退を通知したときは、当該構成員は脱退したものとす。
- 開催頻度は、半期に1度程度とする。
- その他協議会の運営に必要な事項は、構成員の議論を経て決めることとする。



長野県小売業SAFE協議会 構成員名簿

(令和4年11月1日現在)

区分	企業・団体等の名称
小売業事業者	株式会社 ツルヤ
	株式会社 デリシア
	株式会社 長野県A・コープ
	株式会社 綿半ホームエイド
事業主団体	一般社団法人 長野県経営者協会
専門家団体	一般社団法人 日本労働安全衛生工カクツト会長野支部

(各区分内 50音順)

(事務局：長野労働局・令和6年2月作成)

令和5年度 長野県小売業SAFE協議会

開催日：令和6年1月26日

今年度の長野県小売業SAFE協議会（以下「協議会」といいます。）は、1月26日に長野労働局会議室において開催しました。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 小売業における労働災害の現状と課題
長野労働局
- 2 事例発表
「安全動画の視聴による労働災害防止の
取り組みについて」
株式会社 デリシア
- 3 意見交換 等



● 事例発表

「安全動画の視聴による労働災害防止の取り組みについて」

株式会社 デリシア

令和4年度SAFEアワード（ ）北陸・東海ブロック賞を受賞した株式会社デリシア（協議会構成員）の人事・教育部長北原章裕氏から労働災害防止の取組について、説明をいただきました。要旨は次のとおりとなります。

安全動画の取組を始める前の入社時の安全衛生教育は、危険箇所や危険作業をマニュアル化した紙媒体の資料を用いて店長等が実施していた。作業内容を知らない教育対象者は、危険箇所については想像での理解となり、理解度に個人差が認められた。また、教育に用いるマニュアルは同じであっても、教える人によって教育の質が異なるという課題があった。

2019年に外国人技能実習生の受け入れを機に、日本語が通じづらい技能実習生に対する安全衛生教育の手法を検討した結果、技能実習生向け母国語による「安全動画」製作の取組を始めた。その後、技能実習生から全労働者を対象とした安全衛生教育教材に切替えた。製作は、社内の安全スタッフがスマートフォン等を用いて全てを内製化しており、取組を始めて3年余を経過した現在の安全動画数は70本を超えている。

現在は、入社時教育のみならず、全労働者を対象に定期視聴の機会を設け、安全作業に対する意識付けを行っている。

結果、労働災害の発生件数は減少傾向にある。



（ ）SAFEアワード：労働災害防止に向けた取組を実施している企業・団体に取組内容を応募いただき、優れた取組を表彰するものです。



● 意見交換

各構成企業から転倒等の行動災害防止、高齢者の労働災害防止等に関わる取組事例の発表がありました。

【取組事例】

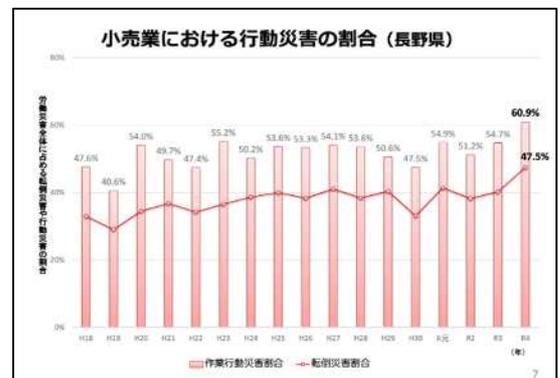
- 本社担当者が、店舗ごとに実施している安全衛生委員会に出席し、他店舗で発生した災害事例等の関係情報の共有、店舗の巡回指導を実施している。また、各種情報の共有の手法としてTeamsを活用しており、他店舗の安全衛生に係る取組状況が確認可能である。
- 発生した災害について、発生原因の掘り下げを実施している。以前は、注意喚起で終わっていたが、現場確認を行い、必要があれば、床の滑り止め等の設備対策を行っている。
- マネージャー（売場責任者）に対し、「ルール違反禁止」に係る意識付けを行っている。
- 一定年齢以上の労働者を対象とした学習会を実施している（高齢者の労働災害防止対策）。
- その他、スライサーの刃の清掃（洗浄）時に停止中の刃に触れるという切創災害について、当該作業時は「手袋着用」となっているが、「熟練者は、慣れからなかなか守られていない」という意見に対して、「当事者の意見を聴いて手袋を選定しては如何か？」といった提案等がありました。

● 小売業における労働災害の現状と課題

長野県内の労働災害は、小売業を含む第三次産業を中心に増加傾向にあります（表紙グラフのとおり）。

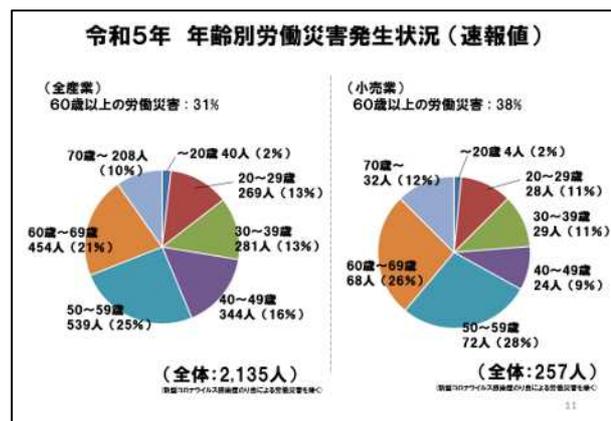
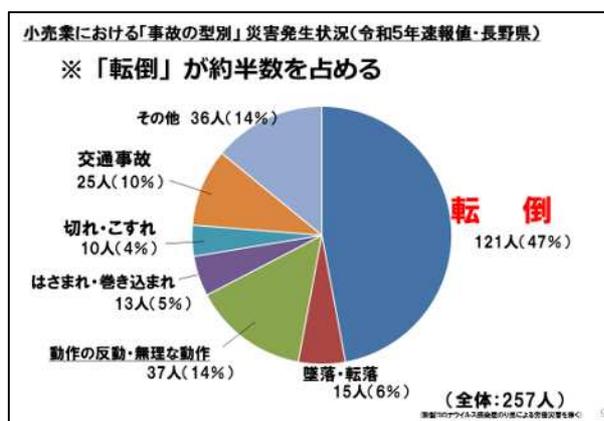
小売業における労働災害は、行動災害が半数以上を占め、令和4年は小売業全体の約6割を占めています。特に転倒災害は、約半数を占めています（右グラフのとおり）。

また、60歳以上の労働災害が増加傾向にあり、令和5年に発生した労働災害による被災者のうち、60歳以上が約4割を占めています。



【課題】

- 1 行動災害が半数以上を占め、小売業においては特に転倒災害が多い。
（令和5年（速報値）：転倒災害が小売業全体の約半数を占める）
- 2 60歳以上の労働災害が増加傾向にある。（令和5年（速報値）：小売業全体の約4割を占める）



【対策】 長野労働局HP・SAFE協議会（表紙2次元コードから）「令和5年度小売業SAFE協議会資料」を御参照ください。

事務局から ...

「長野県小売業SAFEだより」は、小売業における転倒、腰痛等の労働者の作業行動を起因とする労働災害防止に係る各種情報を発信することにより、業界全体の労働災害防止の推進を目的に作成したものです。

今後も随時長野県小売業SAFE協議会の取組の周知を中心にお知らせしていく予定です。

